

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」
協力参加機関参加規程

2019年2月8日

改正 2020年3月24日

SIP AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム
プログラムディレクター 中村祐輔

（目的）

第1条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム（以下「AIホスピタル」という。）（中村祐輔プログラムディレクター（以下「PD」という。））が実施する研究開発プロジェクト（以下「PJ」という。）の推進にあたり、AIホスピタルが目指す趣旨に賛同し、関連する技術、サービス等の開発、標準化等及び民間資金活用に資する資金提供等によるAIホスピタルにかかる社会実装等の実用化推進、普及を行うために、SIP AIホスピタル運用規程第2条第4項に規定する機関（以下「協力参加機関」という。）がAIホスピタル課題への参加・協力・支援等（以下「参加」という。）を行う場合に必要な事項について定めるものである。

（参加区分）

第2条 AIホスピタルへの参加にあたっては、以下の区分で行うこととする。なお、区分を重複して参加することも容認する。なお、区分を重複して参加する場合には主たるものの従たるものの別を提示すること。

- （1）機器、システム、サービス等の研究開発による参加
- （2）機器、システム、サービス等の実装試験による参加
- （3）研究開発に関する資金提供等による参加
- （4）前号（1）～（3）以外の、AIホスピタルの推進への参加

（協力参加機関の参加条件等）

第3条 AIホスピタルへの参加を希望する採択PJ以外の機関は、PDと協議の上、第5条第2項により参加を申請することができる。

2 AIホスピタルへの参加にあたっては、以下の要件を満たす場合に限ることとする。

- （1）前条第1号の区分で参加する場合には、AIホスピタルのサブテーマA～Eの中から適切なサブテーマを選択しなければならない。

- (2) 前条第2号の区分で参加する場合においては、事前にサブテーマDで採択されているいずれかのPJの了解を得なければならない。なお、参加が認められる機関は原則、病院であって、参加機関が設置されている地域の他の医療関係団体等との連携が円滑に行われている機関に限る。
- (3) 前条第3号の区分で参加する場合においては、サブテーマEの採択PJと連携する場合に限り参加することができる。
- (4) 前条第4号の区分で参加する場合においては、申請に先立ちPDと調整のうえ、参加するサブテーマを決定した場合に限り、参加することができる。

(参加にかかる審議)

- 第4条 協力参加機関の参加の可否は、PD、サブ・プログラムディレクター(以下「サブPD」という。)及び評価委員会委員長の合議により判断する。
- 2 合議にあたってPD、サブPD及び評価委員会委員長が協力参加機関と利害関係を有する場合には合議に参加できない。なお、評価委員会委員長が協力参加機関と利害関係を有する場合には、予めPDの指名する評価委員会委員長代理がその任を受ける。

(事務処理)

- 第5条 協力参加機関の参加に関して必要な事務は、国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所(以下「管理法人」という。)が行う。
- 2 参加を希望する機関は、別途定める様式に基づく参加申請を管理法人に文書(電子文書含む。)で提出をしなければならない。
 - 3 参加が承認された場合は、遅滞なく管理法人が申請者に文書(電子文書含む。)で通知する。
 - 4 承認された協力参加機関については、遅滞なく管理法人がPJ等関係者に伝達する。

(契約の締結)

- 第6条 第4条の合議により、AIホスピタルへの参加が認められた協力参加機関は、参加形態に応じて管理法人もしくは採択PJの統括研究機関(運用規程に定める研究責任者の所属する機関)と秘密保持契約又は共同研究開発契約を締結する。なお、協力参加機関は、契約の締結後に、AIホスピタルの会議等にオブザーバーとして参加することができる。

(参加の中止)

- 第7条 参加を中止する場合においては、協力参加機関はその旨を速やかに別途定める様式を用いて文書(電子文書含む。)により管理法人に申請しなければならない。
- 2 管理法人は、参加中止の申請が行われた場合には、速やかにPD等関係者に通知を行う。

当該中止がPDにより承諾された日をもって参加が終了したものとする。

- 3 参加を中止する場合には、協力参加機関は前条の秘密保持契約又は共同研究開発契約に基づき適切な対応をとるものとする。

(資金)

第8条 協力参加機関に対しては、管理法人が管理するAIホスピタル事業に関連する経費からの費用の支給等を行わない。ただし、採択PJからの業務委託経費や採択PJの研究開発に必要な特許使用料等であってPDが必要と認める場合はこの限りでない。

第9条 本規程に定めるものの他、参加に関し必要な事項は、PDが定める。

附則

本規程は、管理法人の組織決定を経て2019年2月8日から施行する。

附則

本規程は、管理法人の組織決定を経て2020年3月24日から施行する。